

## 0 1 . 2 3

## 相互主義に基づく権利能力

## 1. 相互主義一般

在外外国人の国籍国において、日本国民に対し、その国民と同一の条件により、特許権等の権利の享有を認める場合、すなわち、（１）その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき、（２）その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているときは、相互主義の原則に基づき、その外国人の権利能力が認められる（特25条1号、2号<sup>\*1</sup>）。

実務上、相互主義についての証明書は、一事件についてその旨の証明があった場合、以後同一国については証明書の提出は要しない。ただし、相手国の意思が変更されるようなことがあった場合については、その都度、証明書を求める（特施規7条2号<sup>\*2</sup>、特登令30条1項2号<sup>\*3</sup>）。

## 2. 相互主義が適用される国又は領域

国名	出願番号	証明書提出日	適用
英国領タークス諸島 カイコス諸島	特願昭60 -200408	昭和61年 7月15日	特
	商願2018 -119602	令和元年 6月27日	商
エチオピア	商願2005 -084161	平成17年 12月21日	商
クック諸島	特願2016 -516242	平成29年 9月28日	特

## 3. 外務省回答昭和58年6月17日附国專第116号により相互主義が確認された英国の領域

アンギラ

バーミューダ

バージン諸島

フォークランド

ケイマン

モンセラト

セントヘレナ

(注) 条約により権利能力が認められている国又は領域については2. 及び3. の表から除外してある。

(改訂令和3・4)

---

\*<sup>1</sup> 特25条1号、2号：実2条の5第3項、意68条3項、商77条3項において準用

\*<sup>2</sup> 特施規7条2号：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

\*<sup>3</sup> 特登令30条1項2号：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用